

【原著論文】

「公民館報 ほなみ」はどのようにして
「地域情報誌 和合」となったか
—町村合併を踏まえた地域社会的文脈から—

森谷 健

地域社会学研究室

**How did "Public Hall Newsletter HONAMI"
Became "Community Information Magazine WAGO"?
From Local Community Context including Towns and Villages Merger**

Takeshi MORIYA

Community Sociology

Abstract

This paper examined "Community Information Magazine WAGO" published by a community hall in Shonai Town, Yamagata Prefecture.

Specifically, the following two points were examined. The first point is why the name of the magazine was changed to "WAGO" instead of "HONAMI". The second point is that even if the name of the magazine changes, the number of magazines is inherited.

Based on the towns and villages merger process that Shonai Town follows, we examined these.

Therefore, this paper is also an attempt to examine the community media in the context of the local community.

キーワード：地域メディア、公民館、地域社会、町村合併

1 はじめに

山形県東田川郡庄内町の余目第四公民館は「地域情報誌 和合」を発行している。「地域情報誌 和合」は、余目第四公民館の指定管理者（後述）「和合の里を創る会」の2名（事務局長兼公民館長と職員）が取材と編集を行い、2ヶ月に1回のペースで発行されている。本稿執筆時（2018年8月）時点では、第124号までが発行されている。大きさは、A4版で、ページ数は8ページである。内容は、余目第四学区の歴史や民俗紹介、乳幼児紹介、幼稚園・小学校・中学校関連記事、学区担当の保健師

や駐在所からの周知・啓発記事、余目第四公民館事業の紹介・報告、「庄内町亀ノ尾の里資料館」⁽¹⁾からの記事、その他の学区のニュースなどである。



図1 「地域情報誌 和合」124号の1ページと8ページ

「地域情報誌 和合」は、公益社団法人全国公民館連合会および全国公民館振興市町村長連盟が主催する「平成 26 年度第 5 回全国公民館報コンクール」で優良賞を受賞している（公益財団法人 全国公民館連合会）。

庄内町余目第四公民館は、1992（平成 4）年に合併前の旧余目町の第四公民館として設置され、その際に「公民館報 ほなみ」を発行していた。

「公民館報 ほなみ」は名称を何回か変えながら「地域情報誌 和合」に至っている。「地域情報誌 和合」に誌名が変わる際、「公民館報 ほなみ」の号数は「地域情報誌 和合」に継続されている。

本稿は、二点を明らかにする。一点は、なぜ、誌名を「ほなみ」ではなく「和合」に変えたのかであり、もう一点は、なぜ、誌名が変わっても号数を引き継いでいるのかである。加えて、これらの背景には何があるのかも明らかにする。これらの点を、庄内町が辿った「町村制」「昭和の大合併」「平成の大合併」の経過にも着目しながら、「公民館をめぐる二つの構成」という枠組みに依拠して検討することとする。この検討は、地域メディアを地域社会的文脈で語ることの試行であると言えよう。

なお、庄内町関係文書等では「部落」との表記が見られるが、本稿では、それをすべて「集落」と表記する。

2 庄内町および公民館の概要

2.1 庄内町の概要

2.1.1 「地域再生計画」に示された庄内町の概要

2013（平成 25）年度に内閣府地方創生推進事務局「地域再生法に基づく地域再生計画」（第 25 回）で認定された庄内町による計画書「～地域資源の見直し・再発見 3 R（Relay Reborn Restart）しょうないによる新産業の創出と雇用創造プラン～」によれば、庄内町の概要は次のように語られている（内閣府地方創生推進事務局）。

庄内町は、南に月山山頂を有し、ここから流れ出る平成の名水百選「立谷沢川」と、日本三大急流「最上川」沿いに細長い、穀倉地帯「庄内平野」の中心を成す、面積 249.26 k m²の地域である。本町は平成 17 年 7 月に立川町と余目町が合併した自治体であり、人口 23,158 人の県内町村で第 2 位の人口規模である。なお、産業部門別就業者数に見ると、就業者のうち約半分を第 3 次産業が占めており、町の基幹産業である農林漁業に従事する者が 13%程度となっている。

当地区は庄内平野の中心に位置する地域であることから「農業」を基幹産業として推移してきたが、高速交通網の発達による物流の円滑化等により、電子部品や精密機械などの「製造業」への就業、郊外型大型店舗の進出による「サービス業」への就業が多くを占めてきている現状にある。

2.1.2 庄内町の合併と人口、産業

「計画書」の記述について、補足的に検討していく。まず、上記のように、庄内町はいわゆる「平成の大合併」で、2005（平成 17）年 7 月 1 日に、余目町と立川町が合併して誕生した。庄内町の資料によれば、その余目町と立川町は、下図に示すように、明治の町村制施行や大正や昭和の合併などを経ている。なお、本稿では、1954（昭和 29）年に合併によって設置された余目町はそのまま余目町と表記し、1918（大正 7）年に町制を施行した余目町は旧余目町と表記する。

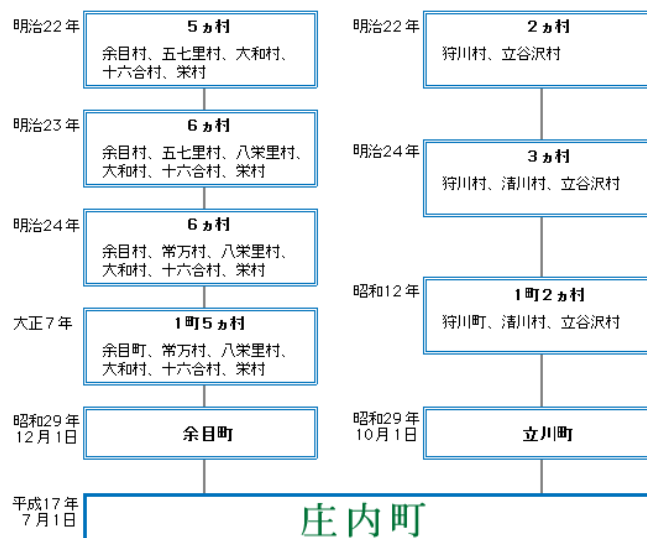


図 2 庄内町の沿革（庄内町ホームページ「庄内町の歴史」）

庄内町の人口・世帯は、2015年の国勢調査によれば、21,666人（男性 10,255人、女性 11,411人）、世帯数 6,637世帯の町である（庄内町ホームページ、「人口・世帯」）。また、合併前の町を含む人口及び世帯数の変化は下図である（庄内町役場「平成28年度版 庄内町の統計」）。人口は1955（昭和30）年以降減少し、「計画書」以降も減少が続いているが、世帯数は減少しておらず、小世帯化していると考えられる。

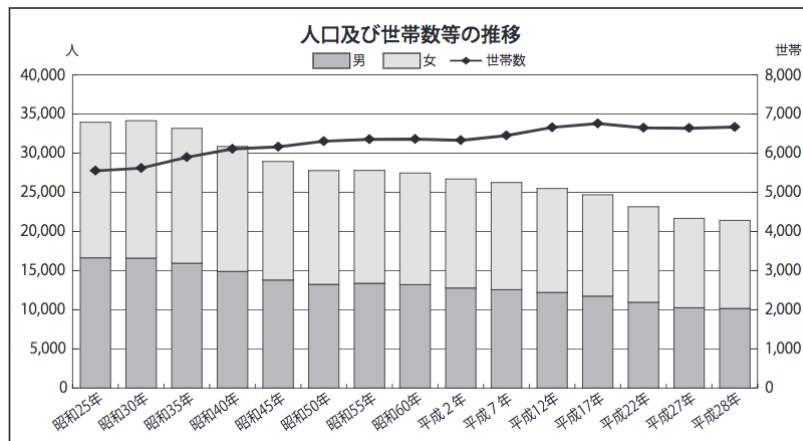


図3 合併前の町を含む庄内町の人口と世帯数の推移
（庄内町役場「平成28年度版 庄内町の統計」）

庄内町が示している「産業大分類別就業者数」（1980年以降）の推移をみると、第1次産業就業者が減少し、2000年以降は横ばい状態であり、第3次産業就業者は増加している。

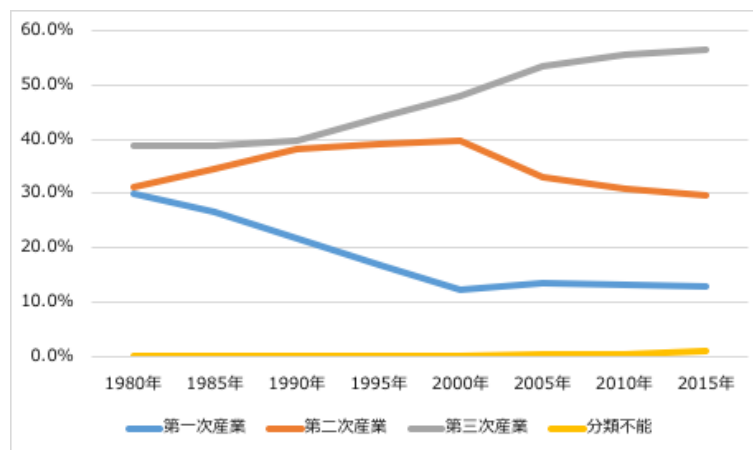


図4 合併前の町を含む産業大分類別就業者数（1980年以降）の推移
（庄内町役場「産業大分類別就業者数」より作成）

このデータによれば、2013年度の「計画書」よりも第3次産業就業者の割合が増加している。第1次産業就業者の割合は、「計画書」と大きな変化はみられない。

「計画書」では、農業が庄内町の基幹産業として推移してきたとされているが、庄内町の農業は、米作中心であるといえる。農林水産省「わがマチ・わがムラ（市町村データ）」によると、庄内町の農業経営体数は1,042経営体であるが、「米」が979経営体であり、その割合は94.0%に及んでいる（図5）。さらに、農業産出額（推計）をみると、庄内町の総額は838千万円であり、その中で「米」が

515 千万円となっている（図6）。

■ 農業産出額（推計）	■ 農業経営体数
合計	838 千万円 1,042 経営体
耕種計	631 千万円
米	515 千万円 979 経営体
麦類	-
雑穀	2 千万円 209 経営体
豆類	10 千万円 529 経営体
いも類	2 千万円 11 経営体
野菜	54 千万円 198 経営体
果実	5 千万円 29 経営体
花き	45 千万円 131 経営体
工芸農作物	0 千万円 2 経営体
種苗・苗木類・その他	0 千万円
畜産計	207 千万円
肉用牛	12 千万円 14 経営体
乳用牛	14 千万円 10 経営体
うち生乳	11 千万円
豚	181 千万円 9 経営体
鶏	0 千万円
うち鶏卵	X
うちブロイラー	-
その他畜産物	0 千万円
加工農産物	-

図5 農業産出額

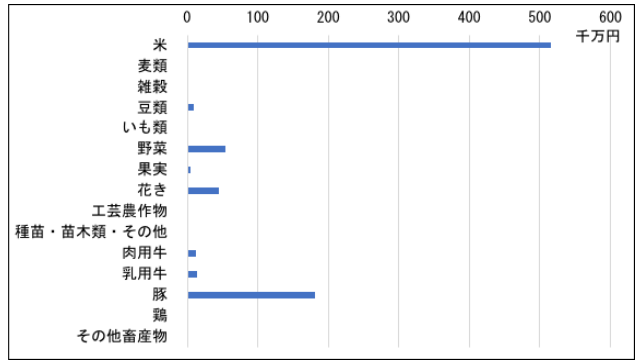


図6 農業部門別の産出額

庄内町は、米作を中心とする農業の町であったが、就業構造が変化しつつあり、人口減少傾向にあると考えられる。

2.1.3 庄内町余目地区の概要

余目第四公民館がある庄内町余目地区の人口推移を庄内町役場のデータによって示す（図7）。

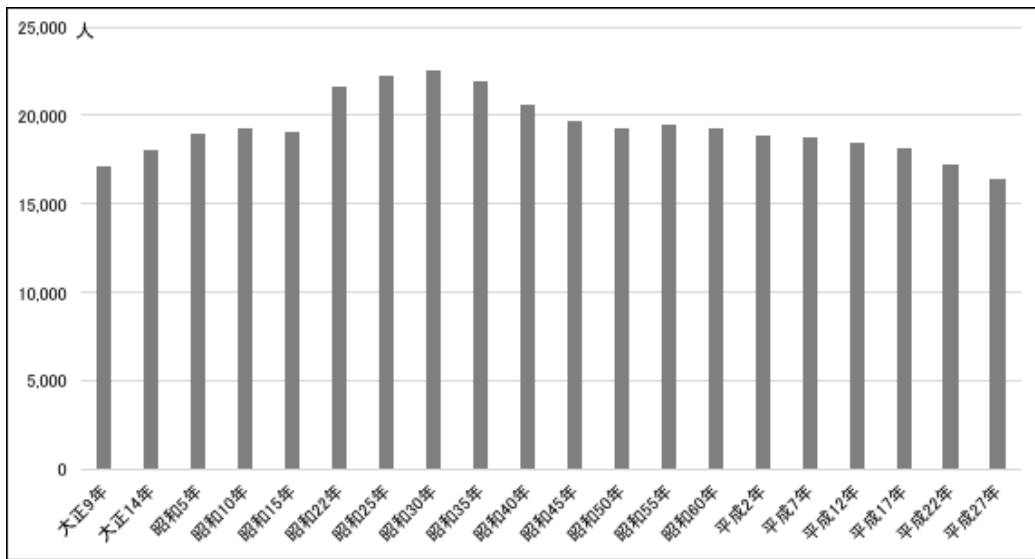


図7 余目地区の人口推移

（「余目地域の余目地域の人口及び世帯（国勢調査）」より作成）

1947（昭和22）年の急激な人口増加の後、1955（昭和30）年以降は減少傾向にあり、特に1965（昭和40）年前後と2011（平成22）年前後の人口減少が著しい。

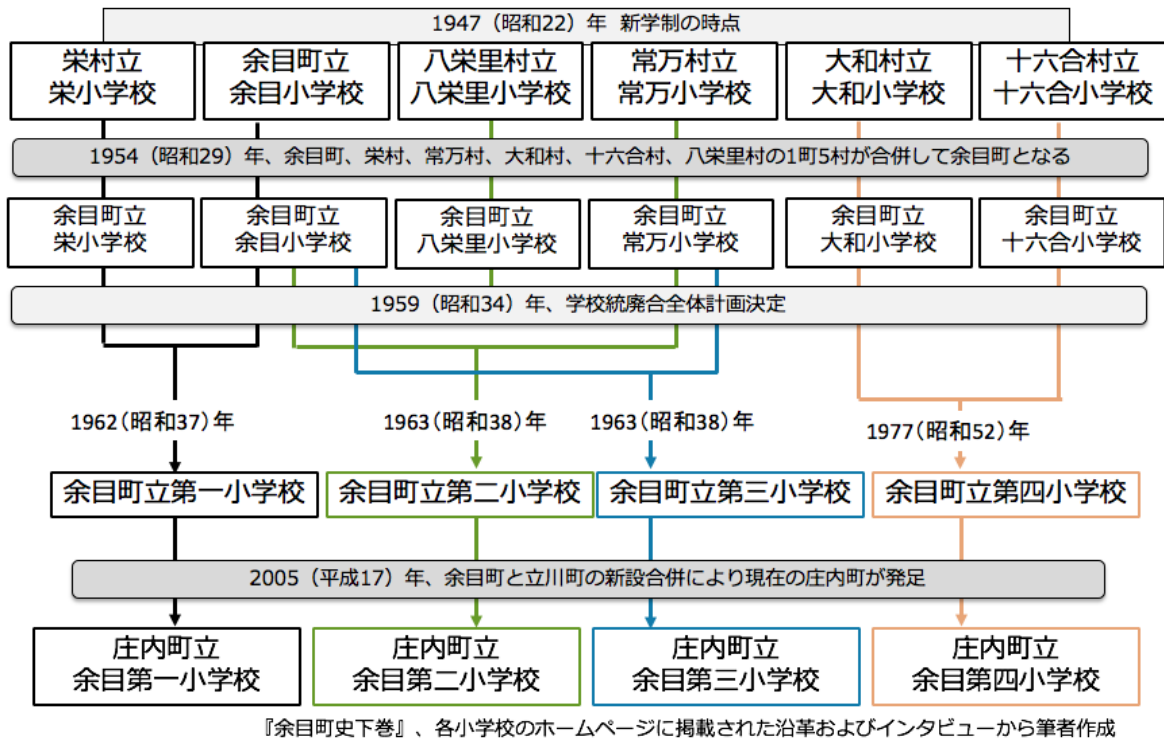


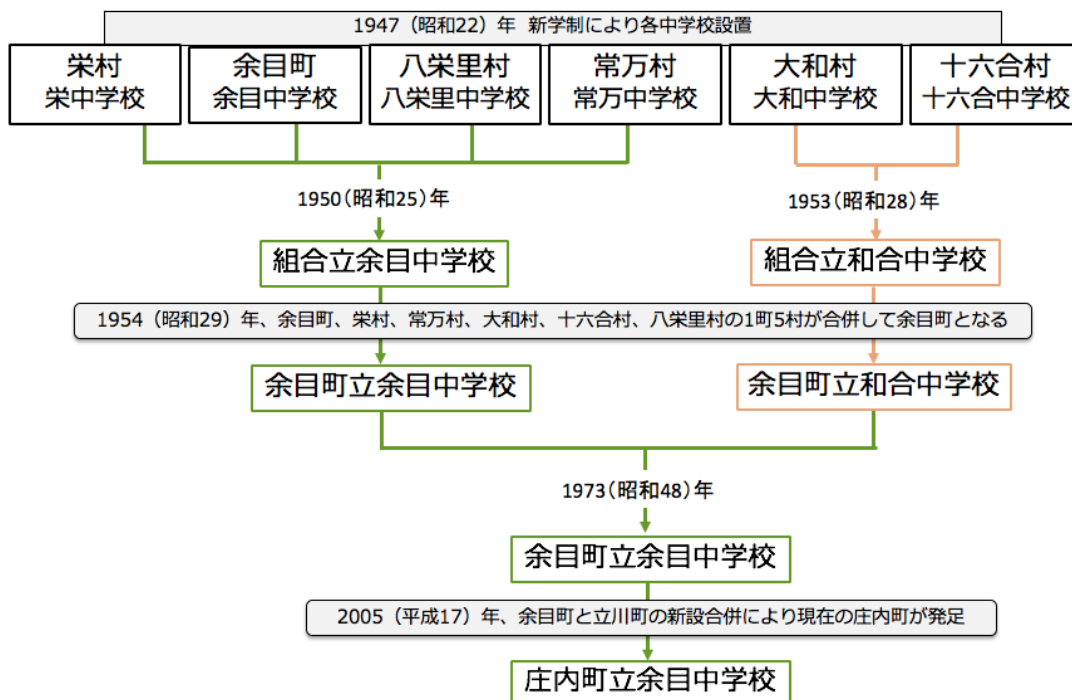
図9 余目地区の小学校の変遷

2.2.2 中学校の変遷

同じく余目地区の中学校の変遷をみる。1947 (昭和 22) 年の教育基本法・学校教育法により、「学校教育は六・三制となり義務教育九カ年となった。小学校六カ年、中学校三カ年で、各町村ともまず中学校設置を議決、小学校内に併設すること」となった (余目町、1990、546)。しかし、小学校との併設だったため「間借りによる教室不足は各中学校とも同じ悩みであった」(余目町、1990、546)。たとえば、大和村立大和中学校の場合も、「小学校に同居して発足した大和中学校は、発足間もなく生徒達の間から独立校舎の要望が出され、当時生徒数が年々増加して後者が手狭になった事もあって、独立校舎実現への機運は急速に高まった。しかし終戦直後の村財政は余裕がなく、一村で中学校を建てる等望むすべもなかった」(大和地区地域づくり推進会議、1990、190)。既述のように、この時期は余目地区の急激な人口増加が見られた時期であった。

このような状況の中、中学校設置から3年後、「余目、栄、常万、八栄里の一町三カ村による組合立中学校の建設となり、大和、十六合二カ村による中学校建設へ進むこととな」(余目町、1990、547)り、1950 (昭和 25) 年には、栄村・余目町・八栄里村・常万村からなる組合立余目中学校が設置され、1953 (昭和 28) 年には、大和村・十六合村からなる組合立和合中学校が設置された (余目町、1990、551)。

その後、「昭和 29 年 12 月、町村合併で余目町立和合中学校となったが、同 48 年 4 月、中学校生徒の減少で中学校形成の適正規模を割る事態に至り、町財政からの要請もあって、和合中学校は余目中学校に統合され」(大和地区地域づくり推進会議、1990、190)、現在に至っている。これらについても、ホームページ掲載されている中学校の沿革を含め、図 10 にまとめた。



『余目町史下巻』および余目中学校のホームページに掲載された沿革から筆者作成

図 10 余目地区の中学校の変遷

2.3 庄内町の公民館

2.3.1 庄内町の公民館の現状

表 1 には「庄内町公民館設置及び管理条例」に示された公民館の設置状況をまとめた。

表 1 庄内町の公民館（「庄内町公民館設置及び管理条例」第 2 条より）

地区	名称	位置
余目地区	庄内町中央公民館	庄内町狩川字大釜 11 番地 1
	庄内町余目第一公民館	庄内町余目字南田 94 番地 1
	庄内町余目第二公民館	庄内町払田字サビ 40 番地
	庄内町余目第三公民館	庄内町余目字藤原野 3 番地 1
	庄内町余目第四公民館	庄内町南野字十八軒 21 番地 1
	庄内町十六合公民館	庄内町前田野目字前割 45 番地 1
立川地区	庄内町狩川公民館	庄内町狩川字大釜 11 番地 1
	庄内町清川公民館	庄内町清川字花崎 1 番地 2
	庄内町立谷沢公民館	庄内町肝煎字福地山本 53 番地 1

「庄内町行政区長設置規則」によれば、庄内町の行政区は、余目地区の第一学区、第二学区、第三学区、第四学区と、立川地区の立谷沢、清川、狩川の 7 区となっている。庄内町の行政区ごとに公民館が設置されていることがわかる。例外は、庄内町中央公民館と十六合公民館である⁽⁴⁾。

この「第一学区」等の表現からわかるように、先の「小学校の変遷」を確認するまでもなく、余目町

の小学校が庄内町余目地区の四つの小学校に対応していることがわかる。また幼稚園も学区ごとに設置されている。つまり、余目地区では、小学校の学区・行政区ごとに幼稚園—小学校—公民館が設置され、『幼・小・公』が一体となった地域教育体制が確立」（庄内町議会平成20年度文教厚生常任委員会調査報告書）されている。ちなみに、立川地区については小学校が1校（立川小学校）であるため、行政区と小学校区は対応していない。

この現状に至る経緯を遡ってみる。

2.3.3 余目地区における公民館設置の経緯

『余目町史下巻』によれば、1948（昭和23）年に八栄里村と十六合村に、1950（昭和25）年に大和村に、1952（昭和27）年に常万村と栄村に、それぞれ公民館が開館したとしている（余目町、1990、622）。

また、平成20年文教厚生常任委員会の調査報告をみても、1954（昭和29）年の余目町設置以前の旧村単位で公民館が設置されたとしている（庄内町議会平成20年文教厚生常任委員会調査報告書）。

その後、この1町5村は、1954（昭和29）年に合併し、余目町となるわけだが、現状の庄内町余目地区の小学校区公民館体制は、余目町の体制を継承していると考えられる。「余目町社会教育総合計画」では次のように記載されている（余目町教育委員会、1988、1-2）。

本町は、昭和58年12月に「余目町社会教育総合計画」を策定しこれまでの地区公民館体制を見直し、適正規模の公民館体制に移行させる方針を固めた。

（略）

これまでの公民館は担当する区域の規模に差があり、（略）運営並びに事業の展開上からも問題点がみられ、その適正化をはかる必要がある。

したがって、従来の中央公民館と地区公民館6館（余目、常万、大和、十六合、八栄里、栄）の計7館体制を、現在ある中央公民館と小学校区公民館4館の合わせて5館体制に移行させる。【（ ）は筆者】

新たに整備する小学校区公民館4館は、学校教育・社会教育の連携強化により教育効果をたかめるという観点から、それぞれの小学校と近接した場所に整備するものとする。

このように、現在の庄内町余目地区の公民館は、中央公民館を除き、余目町成立以前の旧村に設置された公民館であることがわかる。同時に、「小学校区ごとの公民館」は余目町の施策を継承していることが明らかとなる。

2.3.4 集落「公民館」

庄内町には集落ごとに「公民館」があり、その連絡協議会も作られている。

ただし、この集落ごとの「公民館」は、「庄内町公民館設置及び管理条例」では、「社会教育法」第21条第1項に規定された公民館とはされていないし、「社会教育法」第42条にいう公民館類似施設として明確に位置付けられているわけでもない。いわゆる「自治公民館」として考えられるだろう。

しかし、庄内町教育委員会『平成27年庄内町社会教育』の各公民館運営計画によれば、各公民

館の集落「公民館」関連事業は次のようになっており、公民館と集落「公民館」の密接な関係を推察できる。

表2 各公民館の集落「公民館」関連事業

公民館	事業名	内容	実施時期
庄内町中央公民館	集落公民館連絡協議会研修会	集落公民館が抱える課題解決に向けた研修等	年1回
余目第一公民館	集落公民館連絡協議会	集落公民館事業等における課題を解決するための協議と事業の実施	随時
余目第二公民館	集落公民館連絡協議会	三大事業（運動会、レク大会、公民館祭の主管	随時
余目第三公民館	集落公民館連絡協議会研修会	集落公民館事業の活性化を図るための研修や情報交換	12月
余目第四公民館	記載なし		
狩川公民館	狩川地区集落公民館連絡協議会	公民館の課題解決に向けた協議や情報交換、事業実施の支援。	随時
清川公民館	記載なし		
立谷沢公民館	集落公民館連絡協議会	共通課題の解決に向けた協議や情報交換、事業実施	随時

また、「昭和55年度余目町社会教育総合計画策定資料」によれば、余目町には65の集落公民館（余目地区21施設、常万地区6施設、大和地区8施設、十六合地区13施設、八栄里地区9施設、栄地区8施設）があり、余目町全町に見られた（余目町教育委員会、1980、35）。

『大和郷土史』によれば、「昭和32年に余目町の社会教育活動展開の体制は一応確立し」「地区公民館止まりの社会教育を、昔の生活基盤である集落までおろして浸透を図る必要があるという反省から」、1958（昭和33）年に「町からの財政援助と指導の徹底を図る上から、地区公民館の分館としての役割と、集落独自の活動拠点としての主体性を併せて、大和地区内各集落に一斉に集落公民館が発足」した。しかし、集落からは『集落自治に干渉されるのではないか』『集落の財政負担が増すのではないか』という疑惑や不安から抵抗が示されたため、指導は強力なものとはならず、分館制度は34年で打ち切られた」とある（大和地区地域づくり推進会議、1990、199-200）。

このように、余目地区においては、1954（昭和29）年の余目町合併以前の旧村に設置された公民館を起源とし、小学校区ごとに設置された社会教育施設としての学区公民館（社会教育法に則った公民館）と、旧村を構成した集落に作られ、利用されてきた施設を起源とする集落「公民館」からなる「公民館—集落『公民館』」構成があると考えられる⁽⁵⁾。

2.3.5 公民館をめぐる二つの構成

これまでの検討から、庄内町余目地区については、公民館をめぐる、歴史的に形成された二つの

構成が認められるだろう。

一つは、「小学校—公民館」構成であり、一つは、「公民館—集落『公民館』」の構成である。前者は、余目町の施策を継承した庄内町の施策としてあると考えられた。後者の集落「公民館」は、社会教育法の枠外で、または旧村の時代、すなわち社会教育法以前から営まれてきた集落の諸活動・事業の拠点であり、一旦は「公民館—分館」として社会教育の枠の中に位置付けることが模索される（このため公民館の呼称が残っている）が、集落の自治・自律性の観点から社会教育の枠外に位置付けられた。表2に示したように、学区公民館と集落「公民館」は関係をつないでいる。このような旧村時代の社会教育施設と集落の関わりを残す構成が「公民館—集落『公民館』」構成と考えられる。

3 「地域情報誌 和合」の特徴

庄内町教育委員会『平成 27 年庄内町の社会教育』の各公民館運営計画および庄内町ホームページによれば、各地区公民館は、公民館報を発行している。余目第一公民館は「おいわけ」、余目第二公民館は「あゆみ」、余目第三公民館は「ひまわり TOWNS」、狩川公民館は「風来風流 (カラフル)」、立谷沢公民館「立谷沢公民館だより」、清川公民館も発行しているが名称不掲載である。それぞれ形式は、概ね A4 版 4 ページから 8 ページで、発行回数は年間 5 回から 6 回であり、各行政区内全戸配布されている。

3.1 誌名と編集の変遷

3.1.1 誌名の変遷と号数

ここでは、余目第四公民館の「地域情報誌 和合」についてみる。

表4 誌名や編集・発行の変遷

誌名	期間	編集・発行
公民館報 ほなみ	1992（平成4）年7月第1号～ 2004（平成16）年11月第52号	余目町第四公民館
地域のお茶の間情報誌 館報ほなみ	2005（平成17）年1月第53号～ 2010（平成22）年10月第78号	庄内町余目第四公民館
地域のお茶の間情報誌 ほなみ	2011（平成23）年1月第79号～ 2012（平成24）年2月第85号	庄内町余目第四公民館
地域情報誌 和合	2012（平成24）年4月第86号～ 2017（平成29）年2月第115号	庄内町余目第四公民館 地域づくり会議（連名）
地域情報誌 和合	2017（平成29）年4月第116号～ 現在	和合の里を創る会

（庄内町図書館および余目第四公民館所蔵誌から作成）

表4のように、創刊号は、1992（平成4）年7月の発行であり、誌名は「公民館報 ほなみ」であった。誌名は、その後、「地域のお茶の間情報誌 館報ほなみ」、「地域のお茶の間情報誌 ほなみ」と

変わり、「地域情報誌 和合」に至っている⁽⁶⁾。

ここで注目されるのは、号数である。誌名が「地域情報誌 和合」となるのは、2012（平成24）年4月であるが、誌名が変わるにも関わらず、通巻号数は「公民館報 ほなみ」から続く号数が継続されている。その「ほなみ」も、2005（平成17）年の合併・庄内町設置によって余目町はなくなり、庄内町余目第四公民館となったにも関わらず、通巻号数は継続されている。

3.1.2 「地域づくり会議」

創刊号から第85号までは公民館（余目町第四公民館、庄内町余目第四公民館）が編集発行を行っている。第86号から第115号は、庄内町余目第四公民館と地域づくり会議の連名である。さらに第116号から現在は、「和合の里を創る会」が編集発行を行っている。ここでは、「地域づくり会議」と「和合の里を創る会」について簡単に述べる必要があるだろう。

庄内町では、すべての行政区に地域づくり会議等が作られている（表5）

表5 庄内町の地域づくり会議等（庄内町資料から作成）

第一学区	第一学区地域づくり会議	庄内町の資料「平成27年度まちづくり懇談会の総括表を掲載します」によれば、地域づくり会議は、余目町の施策を継承し、立川地区にも導入したと考えられる。その背景には、余目町総務常任委員会調査報告によれば「最近では隣同士の付き合いも少なくなっている傾向にあり、地域づくりは大きな問題である。学区公民館ではそれぞれ課題を持って取り組んでいるが、現況は学区全体をまとめていく活動が少なく、活動もマンネリ化の傾向にあり、活性化を図る必要がある」と
第二学区	第二学区地域づくり会議	
第三学区	第三学区地域づくり会議	
第四学区	和合地域づくり会議	
狩川地区	狩川地区地域づくり会議	
清川地区	清川地区振興協議会	
立谷沢地区	立谷沢地区振興会	

の認識があり、「これまで地域づくりの一役を担っていた青年団や婦人会といった組織が衰退して久しい現在、NPO法人やボランティア組織がこれからの地域づくりの一役を担う」との期待がある（旧余目町議会平成15年12月定例会（第8回）議事録）。地域づくり会議はその新しい組織の一つとして想定されていた。

庄内町議会「平成20年文教厚生常任委員会調査報告書」では、余目町と立川町の合併を契機に立川地区にも地域づくり会議と同様の組織を導入することが検討されていることが語られている。この報告書の中で注目すべきは、次の文章である。

この交付金事業のなかで、特に、活力ある地域づくり事業は、従来公民館予算に計上されていた内容（運動会、文化祭、スキー大会など）を地域づくり会議等へ移管したもので、「指定管理者制度導入」を見越した条例改正といえる。

地域づくり会議等は従来公民館予算に計上されていた「活力ある地域づくり事業」を移管する受け皿となっている。

公民館事業の地域づくり会議への交付金化については、2015（平成27）年に策定された「庄内町教育振興基本計画」では、次のように述べられている。

地域づくりと社会教育の融合を図り、地域が自ら考え、自ら行う住民自治活動を支援する目的で、地域づくり組織活動支援事業、活力ある地域づくり事業を対象に「元気の出る地域づくりを応援します交付金」を学区・地区の地域づくり会議等に交付しています。(略) 交付金事業の主体となる地域づくり会議等とともに公民館運営をすすめ、地域の活性化を目指しながら、主体となる組織を育成し、支援することが大きな課題となっています。

「主体となる組織を育成し、支援すること」は、何につながっているのだろうか。庄内町議会平成28年9月定例会(第6回)での教育長の発言がわかりやすい。

◎教育長 また、昨年10月に策定いたしました庄内町教育振興基本計画においても、地域づくり会議などを主体に公民館運営を推進することとしておりまして、公民館事業などに加えて、施設の管理運営についても、地域づくり組織が指定管理者として、自ら職員を雇用し、主体的に行っていくこととなりますので、指定管理移行後も公民館が社会教育及び地域づくりの拠点として十分に機能を果たせるものと考えております。

余目町において衰退した従来型の地域住民組織に代わる新しい組織として期待された地域づくり会議は、庄内町にあっては、従来公民館予算に計上されていた地域づくり事業を移管する受け皿として位置付けられ、さらに、公民館への指定管理者制度導入の際の指定管理者候補として育てていく組織とされている⁽⁷⁾。

ここで改めて「地域情報誌 和合」の編集発行をみてみよう。2012(平成24)年4月第86号から余目第四公民館と地域づくり会議の連名で編集発行がなされ、「庄内町教育振興基本計画」が謳う「地域づくり会議等とともに公民館運営」が行われている。なお、インフォーマントの高橋逸夫氏によれば、第四学区の地域づくり会議「和合地域づくり会議」は、自治会長、老人クラブ、PTA、安全協会とか防犯協会などの関係者、町議会議員・社会教育委員など町の要職にある人など約80名で構成されているという⁽⁸⁾。

3.1.3 「和合の里を創る会」

そして、2016(平成28)年12月町議会定例会(第7回)で、庄内町余目第四公民館・庄内町亀ノ尾の里資料館・庄内町農村環境改善センターの指定管理者を「和合の里を創る会」とすることとなった(指定期間 2017年4月1日から2023年3月31日)。

2016(平成28)年12月町議会定例会(第7回)の社会教育課主査の発言によれば、2016(平成28)年10月17日に設立総会が開催され「和合の里を創る会」が立ち上がり、「地域情報誌 和合」116号の記事によれば、2017(平成29)年3月26日に、和合地域づくり会議、第四学区集落会長会、余目第四公民館運営協議会の総会が開かれ「和合の里を創る会」に統合することが決定された。その後、「和合の里を創る会」の総会が開催され、事業計画、予算、組織概要(図11)が決定された。

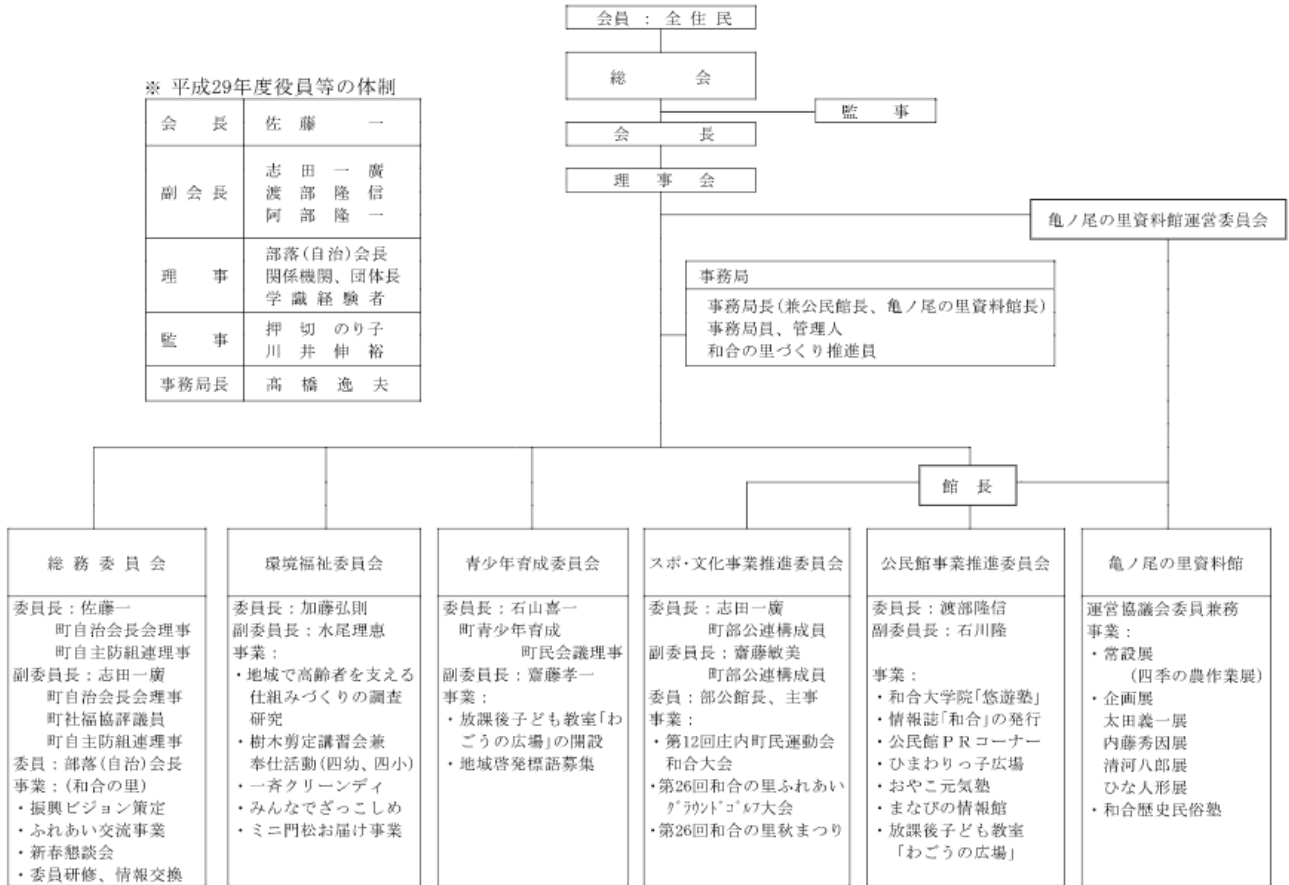


図 11 「和合の里を創る会」組織概要（「地域情報誌 和合」116号より引用）

「地域情報誌 和合」の編集発行体制にもどれば、2017（平成29）年6月発行の117号から、編集発行は、指定管理者である「和合の里を創る会」が行っている。

3.1.3 編集発行体制の変化

このように、編集発行体制は、公民館、公民館と「和合地域づくり会議」の連名、「和合の里を創る会」と移り変わってきた。その背後には、余目町と庄内町の社会教育や地域づくりの施策や方針があることが明らかとなった。余目第四公民館の場合、余目町において旧来型の地域住民組織に代わる地域づくり会議施策を出発点として、庄内町の公民館予算に計上されていた地域づくり事業を移管する受け皿としての「和合地域づくり会議」があり、そしてそれを発展させた指定管理者「和合の里を創る会」の設立という地域住民組織の展開があった。「公民館報 ほなみ」から「地域情報誌 和合」への編集発行体制の変化は、余目町と庄内町の社会教育や地域づくりの施策や方針の動向を、ひいては地方自治・地方自治法・指定管理者制度の動向を反映するものであったと言えるだろう。

3.2 誌名「和合」

3.2.1 組合立和合中学校との関係

1992（平成4）年、余目町の大和公民館と十六合公民館が統合され余目第四公民館が設置されたが、その際「公民館報 ほなみ」が発行された。2012（平成24）年4月、余目第四公民館と「和合地域づくり会議」の連名で「地域情報誌 和合」が発行され、「ほなみ」の文字は消えている。この「和合」と

は何であろうか。

これまでの検討の中で「和合」が出てくるのは「中学校の変遷」の中での「組合立和合中学校」である。既にみたように、余目、栄、常万、八栄里の一町三カ村による組合立中学校の建設、大和、十六合二カ村による中学校建設が行われた。「生徒数が年々増加して後者が手狭になった事もあって、独立校舎実現への機運は急速に高まった。しかし終戦直後の村財政は余裕がなく、一村で中学校を建てる等望むすべもなかった」としても、なぜ、「余目、栄、常万、八栄里の一町三カ村」と「大和、十六合二カ村」に分けられたのだろうか。

これは旧町村の地理的位置によるものと推測される⁽⁹⁾。栄、常万、八栄里の三カ村が余目町市街地に比較的隣接していたのに対し、大和と十六合は市街地から離れ、隣接していたことが、中学校統廃合の際に統合の対象となった一因として考えられるだろう。

3.2.2 地域の呼称

そして、中学校統合の際に「大和」と「十六合」を組み合わせ、新しい中学校を「和合」と名付けたことは容易に推測される。

庄内町議会会議録検索システムで検索すると、地区名称として「和合」が使われている最も古い例は、「旧余目町議会平成15年9月定例会（第6回）」であるが、高橋氏によれば、「和合」という名称は日常的に使われていたと言う。

高橋：はい。というのは、和合って言葉がもう非常に、日頃、使われておったけども、行政としてはあんまり和合ってことは使ってこなかったと思うんです。

高橋氏は、そのような地域の名称、行政は使わない地域の愛称のようなものは他の地域にもあったとし、本稿の「小学校の変遷」で示した余目町小学校統合の複雑さによって「和合」しか残らなかったと考えている。

高橋：あの、ここ、余目はもともと1個じゃったのかな。それで、例えば第二公民館であれば、化成（かせい）で、第三、第四は菁莪（せいな）っていう形で、いろいろ、そういう地域で愛称、名称、昔からあったんです。ですが、結局、ナンバースクールで押していった。それと、例えば第三、あの、第三、二であれば、八栄里地区で、旧、合併前の余目で、常万地区、栄村、そんな形であるもんですから。ここだけがですの、十六合村、大和村だけだったんです。

森谷：入り混じってますもんね、この辺ね。

高橋：でしょう、なんか余目、八栄里、常万、混じってます。三（第三学区）であれば、常万、余目も混じってますし、一（第一学区）であれば栄、余目、混じってる状況にある。だから、そういう面では、こう、四学区というのは、和合というのは二つとも混ざらないで一緒になったという面からすればですよ、今あってみれば良かったのかなって気もしてるんですが。【（ ）は筆者】

このように考えると、誌名の「和合」は、1953（昭和28）年くらいから地域住民が日常的に使って

きた（しかし、行政はあまり使ってこなかった）呼称、大和・十六合の両方を含む地域の呼称であることとなる。

4. 庄内町余目第四公民館と「公民館—集落『公民館』」構成

ここまで、庄内町余目地区における「公民館をめぐる二つの構成」と「地域情報誌 和合」の特徴を述べてきたが、あらためて「公民館をめぐる二つの構成」から、余目第四公民館ないし「地域情報誌 和合」を検討する。しかし、余目第四公民館は公民館であり、「『幼・小・公』が一体となった地域教育体制」の庄内町の教育行政の枠内にある以上、「小学校—公民館」構成をとることは議論の余地はない。そこで、経緯の底層にある旧大和村と旧十六合村に通じる「公民館—集落『公民館』」構成について検討する。

4.1. 余目第四学区の集落「公民館」

『大和公民館 30 年のあゆみ』によれば、「戦時中各集落において使用された共同農作業場又御賜郷倉等が戦後集落の集会所、公会場として使用されるようになり、そこへ公民館がナトコ映画⁽⁵⁾や移動文庫等をもってまわり、その場所を活用し始めたのが集落公民館としての施設の始まりである」とされる（大和公民館創立 30 周年記念事業実行委員会、1980、13）。

『大和公民館 30 年のあゆみ』では、集落「公民館」として、廻館、南野、古関、沢新田、連枝、赤淵新田、小出新田、堤新田があげられており、その歴史は、記載がある集落「公民館」だけでも、大正初期（沢新田集落公民館）や昭和初期（廻館、連枝、堤新田の各集落公民館）に遡る（大和公民館創立 30 周年記念事業実行委員会、1980、79-113）。

他方、『十六合史』の集落公民館についての記載をまとめると、次のようになる（十六合地区総合振興協議会、1988、345）。1934（昭和 9）年、「東北地方は冷害に依る大凶作となり」、「三井、三菱の両家より義捐金が十六合村に配当され」た。これにより前田野目と吉方の二つの集落に共同作業場が建設され、「作業場として使用すると共に集落集会所としての利用もされ」た。「戦後には民主化が進み集会所が多く」なったため、前田野目は集落公会場として新築移転し、集落公民館として機能し始めた。他の集落でも、同じような経過を辿り、集落公会場あるいは集落公民館が建設された。



図 12 十六合の前田野目集落「公民館」（筆者撮影）

インフォーマントからは、集落「公民館」について次のことが語られた。そもそも集落意識や集落への愛着は強い。集落「公民館」は、自治会が管理運営している。「公民館」長が置かれており、運営委員を置いている場合もある。花見、夏祭り、芋煮会などの行事を「公民館」事業として行っており、1ヶ月にいくつもの行事を行う場合などあり、活動は活発である。第四学区の諸事業（運動会や卓球大会など）の集落選出の選手選考なども集落「公民館」で行っている⁽¹⁰⁾。

4.2 「余目第四公民館」、「和合の里を創る会」と集落

インフォーマント高橋氏によれば、集落「公民館」長、主事が「和合の里を創る会」の中のスポ・文化事業推進委員会の構成員となっており（図11を参照）、この線で余目第四公民館と集落公民館はつながっているという。ふりかえれば、「和合地域づくり会議」は自治会長、老人クラブ、PTA、安全協会、防犯協会などの集落に根付いた関係者などで構成され、「和合の里を創る会」は、その「和合地域づくり会議」と「第四学区集落会長会」、「余目第四公民館運営協議会」が統合されて立ち上げられた。

少なくとも余目第四公民館の場合（そして、おそらく余目地区の他の公民館の場合も）、学区公民館と集落との結びつきは強いと考えられる。

4.3 「和合の精神」

既に述べたように「和合」は、その地域の呼称であった。余目第四公民館の公民館報が「ほなみ」から「和合」に変わったのは、その地域の呼称だったからだろうか。ただ、それだけであったのだろうか。インフォーマントの高橋氏は言う。

森谷：話、戻っちゃうんですけど、「ほなみ」から「和合」に変えたのは、地域づくり会議が入ったからですか。何か別なものが。

高橋：私の一存で。

森谷：私の一存で（笑）。はい。

高橋：このまま行ったら、ここの地域として、和合って言葉がなくなってしまう。

森谷：第四になっちゃう。

高橋：第四に。結局小学校もナンバースクールで。

森谷：第四小学校ですね。

高橋：はい。ここもナンバー公民館で、一、二、三、四で、和合、なくなってしまうんです。

想いがあるんです。やっぱり和合って名前にこだわって、これからやっていかないと駄目なんだろうなと。なんです。

森谷：でも、Sさんだけじゃなくて、他の方々も「そうだ、そうだ」言ったんですね。

高橋：それに抵抗はなかったですね。

この公民館があるのは、行政区・小学校区で言えば第四学区である。そして名称は余目第四公民館である。しかし、地域づくり会議の名称は「和合地域づくり会議」であったし、指定管理者であるのは「和合の里を創る会」であり、そして公民館報は「和合」である。高橋氏はじめ、「和合地域づくり

会議」や「和合の里を創る会」の人々は、ナンバースクール・ナンバー公民館の流れに抗して「和合」を使うのであろうか。先にみたように「和合」は住民が日常的に使ってきた地域の呼称である。

高橋氏は、「でも、これ、組合立だったので、お互い、これ、合意の上で、地域合意の上で和合という名前を付けたんですね。だから、当時の、ここの中学校の校長先生の言葉を借りると、和合は単に十六合と一緒にしただけではないと、何か書いてあったんだが、それ探さないと。当時の校長先生の。」と言った。『余目町教育百年史』には「当時の校長先生の」ことが書かれている。

昭和二八年四月一日、十六合村、大和村組合立中学校として発足すると同時に、十六合中学校長だった加藤弘氏（三三年逝去）が初代校長に就任し、北校舎（大和中）と南校舎（十六合中）に分かれてスタートした。四月三日、北校舎に於いて開校式と入学式が行われた、まず、両村の教育環境と生徒の実態を早く理解し、生徒も教師も旧校意識にとらわれず、自ら狭い考えをすてて融和協力の精神をもつように努めた。両校舎の調和と統一を図りながら秋の新校舎での学習に備え万般の準備が進められた。やがて一〇月一日には新装なった校舎の前で新校舎の落成式と開校式が行われた。

加藤校長は「学校は両地域社会の統合の中心で向上発展に寄与せねばならない」という考えから、いわゆる「和合の精神」を学校を含めた地域の精神とし、また「三愛精神」を学校精神として基礎固めに当った。この二つの精神は校長が代っても変わらぬ校是として、二〇年間に亘って貫かれ、学校の隅々に脈々と生かされてきた。

（余目町学制百年記念事業実行委員会、1974、151）

ここでは「和合」は単なる地域の呼称ではなく、理念としての大和と十六合の融和、調和、統一、統合を象徴する言葉である⁽¹¹⁾。

「和合」とは、旧大和村と旧十六合村を基盤とし、余目町第四学区・第四公民館・和合中学校区という行政区画が新たに形作られたために必要とされた社会規範を象徴する言葉であると考えられる。

そして、歴史的に深く、構成員の面で強く、集落と結びついている「余目第四公民館・和合の里を創る会」が、庄内町設置後もこの「和合」を継承しようとする一つの形が「地域情報誌 和合」であると言えるだろう。

インフォーマントの言葉が思い起こされる。

想いがあってですの。やっぱり和合って名前にこだわって、これからやっついていかないと駄目なんだろうなど。

5. おわりに

本稿では、町村合併の流れを追いながら、庄内町余目地区の小学校・中学校の変遷を町村制施行時から辿り、また集落「公民館」も検討することで、庄内町余目地区の公民館をめぐる二つの構成、「小学校—公民館」構成と「公民館—集落『公民館』」の構成を提起した。

「小学校—公民館」構成の議論としては、「公民館報 ほなみ」から「地域情報誌 和合」への編集

発行体制の変化は、余目町と庄内町の社会教育や地域づくりの施策や方針の動向を、少し拡大すれば、全国的な地方自治・地方自治法・指定管理者制度の動向を背景とするものであったと考えた。

本稿の冒頭で、「地域情報誌 和合」への着目点として二点を挙げたが、これらは「公民館—集落『公民館』」構成の議論と位置付けることができた。一つは、編集発行体制が公民館から公民館と地域づくり会議の連名になった際、誌名が「公民館報 ほなみ」から「地域情報誌 和合」に変わっている点である。これについては、「和合」は単に地域の呼称ということではなく、大和と十六合の融和、調和などの理念を象徴する言葉であり、その理念に沿った編集発行を行おうとする意図がそこにあったと考えることができるだろう。もう一つは、誌名が変わっても号数を引き継いでいる点である。これは、「ほなみ」の号数を引き継いだというのではなく、「和合の精神」の継続性、すなわち「和合の精神」が「ほなみ」が発行されていた過去に遡ることを表現するためであったと考えることができるだろう。

本稿で行ってきたこれらの議論は、地域メディア「地域情報誌 和合」を、大和村・十六合村、余目町、庄内町の地域社会的文脈から検討したこととなる。

なお、本稿の公民館をめぐる二つの構成、特に「公民館—集落『公民館』」の構成の議論には大きな限界がある。集落「公民館」を運営する集落について実証的に検討することができなかった。これは、主題が「地域情報誌 和合」であったことや紙幅の問題、さまざまな研究上の制約によるものであるが、今後の課題として残っている。

謝辞

本稿の執筆に際し、庄内町立図書館の職員の方には、こちらからのお願いを先取りした対応をいただきました。「和合の里を創る会」の高橋逸夫氏と佐藤かな子氏には、インタビュー、資料収集、集落「公民館」見学と大変なご協力をいただきました。

あらためて謝辞を申し上げます。

注

- (1) 後述するように、庄内町の農業は米作中心であるが、米品種「亀ノ尾」について多く語られ、「庄内町亀ノ尾の里資料館」も設置されている。「庄内町亀ノ尾の里資料館」は、余目第四公民館と併設されている形となっている。「庄内町資料館設置及び管理条例施行規則」第2条では、「亀ノ尾の里資料館」の館長は、余目第四公民館の館長をもって充てるとされている。
- (2) 本稿執筆にあたって、高橋逸（二点しんじょう）夫氏（庄内町余目第四公民館館長・庄内町亀ノ尾の里資料館館長）と佐藤かな子氏（同職員）にインタビュー（平成30年5月14日、庄内町余目第四公民館事務室）を行なった。

- (3) 余目町の従来の幼稚園、小学校、公民館の名称に、「庄内町立余目」をつけることは、庄内中央合併協議会（平成17年5月14日の第19回庄内中央合併協議会）で示されている。
- (4) 中央公民館が例外とされている経緯については、後述の引用であきらかとなる。十六合公民館については、余目第四公民館・農村環境改善センターを補助金を使って集会施設として設置するときに、十六合公民館については集会施設としないこととし、その点では、十六合公民館は公民館機能をその時点で失ったとの認識が庄内町議会で示されている（平成28年9月庄内町議会定例会（第6回）会議録）。また、「庄内町公民館設置及び管理条例施行規則」によれば、十六合公民館は、前田野目農村公園管理運営規則に定める前田野目農村公園のグラウンドゴルフ場の休憩施設として利用に供すること、施設の管理その他教育委員会が必要と認める事業等を行う、とされている。つまり、十六合公民館は、名称は公民館とされているものの、実態は公民館機能を果たしていない。
- (5) 島岡 哉は、中村秀之の議論を参照しつつ、「ここで語られている『ナトコ』映画とは、占領期にGHQの民間情報教育局（Civil Information and Education Section = CIE）が実施した巡回教育映画の通称である」としている（島岡、2004、199）。
- (6) インフォーマント佐藤氏によれば、「地域情報誌 和合」の内容・トピックスなどの構成は、それ以前とほとんど変わっていないという。
- (7) 平成28年9月には、平成21年の「庄内町公民館設置及び管理条例」が全部改正され、教育委員会は、公民館の管理を教育委員会が指定するもの（指定管理者）に行わせることができるとの趣旨の条文を備えた新たな「庄内町公民館設置及び管理条例」を定めた。
- (8) 2016（平成28）年9月の庄内町議会定例会（第6回）の議事録によると、K議員は次のように発言しており、「和合地域づくり会議」と同じような規模で他の地域づくり会議等も運営されていることが推測される。
- ここでひとつ、組織の作り方として、私も地域づくり会議におりましたが、地域づくり会議の構成員というのは相当の人数が実際いらっしゃるわけです。各公民館（ごとの地域づくり会議）の構成員の数をある程度調べさせていただきましたが、ざっと言えば20人から60人くらいまでの幅で広がってまして、かなり多い人数が構成員となり、その中からまた、役員なり理事なんかも加えながら地域づくりの組織を運営していると。【（ ）は筆者】
- (9) たとえば、余目町立大和小学校（旧大和村立大和小学校）と余目町立十六合小学校（旧十六合村立十六合小学校）が統合した余目町立第四小学校（現庄内町立余目第四小学校）に注目しながら、庄内町の小学校の位置を庄内町役場との関係で確認する。各小学校の庄内町役場からの距離（Google Mapによる徒歩の時間と距離）は、次のとおりである。余目第一小学校は徒歩30分 2.4Km、余目第二小学校は徒歩21分 1.6Km、余目第三小学校は徒歩15分 1.2Km、余目第四小学校は徒歩1時間13分 5.9Kmである。このように、余目第四小学校は、JR余目駅や庄内町役場、町立図書館、余目町農業協同組合などの立地する余目地区の市街地から離れている。

- (10) このような集落「公民館」の成立については、先に指摘した「住居が小規模ながら密集して集落を形成している集村の形態」がその一因ではないかと考えられる。
- (11) 和合中学校がなくなっている現在、余目第四小学校が「三愛精神」を校訓としている（「地域情報誌 和合」113号、余目第四小学校ホームページ）。

引用・参考文献

余目町、1990、『余目町史下巻』

余目町学制百年記念事業実行委員会、1974、『余目町教育百年史』

余目町教育委員会、1980、「昭和55年度余目町社会教区総合計画策定資料」

十六合地区総合振興協議会、1988、『十六合史』

島岡 哉、2004、「<研究ノート>「出張」する映画：現代日本の移動映画のエスノグラフィー」『京都社会学年報』 12（https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/192650/1/kjs_012_199.pdf）

開館10周年記念事業実行委員会・農村環境改善センター、2002、『余目町農村環境改善センター・余目町第四公民館開館10周年記念誌』

大和公民館創立10周年記念事業実行委員会、1980、『大和公民館30年のあゆみ』

大和地区地域づくり推進会議、1990、『大和郷土史』

引用・参考URL

公益財団法人 全国公民館連合会「【平成26年度】第5回全国公民館報コンクール結果一覧」

http://www.kominkan.or.jp/02info/koho/kanpo_reki.htm#005（最終閲覧日：2018年8月28日）

庄内町余目第四小学校ホームページ「校長あいさつ」

<https://www.town.shonai.lg.jp/4syoushokai/2015-1027-1233-118.html>（最終閲覧日：2018年8月28日）

庄内町トップページ

<https://www.town.shonai.lg.jp/index.html>（最終閲覧日：2018年8月28日）

庄内町「余目地域の余目地域の人口及び世帯（国勢調査）」

https://www.town.shonai.lg.jp/gyousei/gaiyou/zinkou/files/jinko_census27.xls（最終閲覧日：2018年8月28日）

庄内町「位置と地勢」

<https://www.town.shonai.lg.jp/gyousei/gaiyou/ithi/ithi.html>（最終閲覧日：2018年8月28日）

庄内町「産業大分類別就業者数」

<https://www.town.shonai.lg.jp/gyousei/gaiyou/zinkou/zinkou.html>（最終閲覧日：2018年8月28日）

庄内町「庄内町の歴史」

<http://www.town.shonai.lg.jp/gyousei/gaiyou/tyouseiouran/rekishi.html>（最終閲覧日：2018年8月28日）

庄内町「庄内町公民館設置及び管理条例」

http://www.town.shonai.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r201RG00000883.html（最終閲覧日：2018年8月28日）

庄内町「庄内町行政区長設置規則」

http://www.town.shonai.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r201RG00000024.html（最終閲覧日：2018年8月28日）

庄内町「人口・世帯数（国勢調査）」

<https://www.town.shonai.lg.jp/gyousei/gaiyou/zinkou/zinkou.html>（最終閲覧日：2018年8月28日）

庄内町「平成27年度まちづくり懇談会の総括表を掲載します」

<http://www.town.shonai.lg.jp/kurashi/machi/chiiki/h27machikondansokatu.html>（最終閲覧日：2018年8月28日）

庄内町「平成28年度版 庄内町の統計」

https://www.town.shonai.lg.jp/gyousei/toukei/toukeisyo/files/H28_syounaimatinotoukei.pdf（最終閲覧日：2018年8月28日）

庄内町「地域情報誌『和合』」

<https://www.town.shonai.lg.jp/kurashi/shisetsu/daiyonkouminkan/wago.html> 最終閲覧日：2018年8月28日）

庄内町議会 会議録検索システム

<http://www.kaigiroku.net/kensaku/shounai/shounai.html>（最終閲覧日：2018年8月28日）

庄内町議会「平成20年度文教厚生常任委員会調査報告書」

<https://www.town.shonai.lg.jp/gyousei/gikai/gikai/files/20.12bunkou.houkoku.pdf>（最終閲覧日：2018年8月28日）

庄内町教育委員会「庄内町教育振興基本計画」

<http://www.town.shonai.lg.jp/kurashi/kosodate/kyoikuiinkai/files/kyouikusinkoukeikaku5.pdf>（最終閲覧日：2018年8月28日）

中村秀之「占領下米国教育映画についての覚書——『映画教室』誌にみるナトコ（映写機）とCIE映画の受容について」

<http://www.cmn.hs.h.kyoto-u.ac.jp/CMN6/nakamura.htm>（最終閲覧日：2018年8月28日）

内閣府地方創生推進事務局「地域再生計画（庄内町）」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/dai25nintei/plan/plan9.pdf>（最終閲覧日：2018年8月28日）

農林水産省「わがマチ・わがムラ（市町村データ）庄内町」

<http://www.machimura.maff.go.jp/machi/contents/06/428/index.html>（最終閲覧日：2018年8月28日）